

随意契約をすることができる場合に
該当することの説明書

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき。	<p>1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性</p> <p>議会中継のテレビ放送委託業務 放送日：定例会4回の一般質問日（12日間） 放送時間：午前10時～午後3時まで</p> <p>2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明</p> <ul style="list-style-type: none">・年間の番組編成は、既存番組等によりおおよそ決まっており、他局で議会開会中の時間帯に中継枠を新しく編成することは現実的ではなく、（株）岐阜放送における現在の当県の放送時間枠を継続して、有効に活用する必要があること。・（株）岐阜放送は県内全域で視聴可能なテレビ局であり、県民の側にも当該事業者で議会中継を放送していることが定着していること。・（株）岐阜放送は県の進める各種施策や県内の状況についてよく理解しており、県民と行政のパイプ役として重要な地元放送局であること。 <p>以上の理由から、契約の相手方は（株）岐阜放送の他ない。</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。